

平成 21 年 10 月 5 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人
品質管理本部 業務監理部門長
古川 康信「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」に対する意見

貴委員会から平成 21 年 8 月 7 日に公表された「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」（以下「論点整理」とする。）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

1. 総論

(コメント)

国際的な会計基準とのコンバージェンスなども踏まえ、我が国の金融商品に関する会計基準等の見直しに関する貴委員会の精力的な取組みに敬意を表する。また、各論点における我が国の会計基準等の見直しに留まらず、国際会計基準審議会（IASB）や米国財務会計基準審議会（FASB）に対して、公開草案等に対するコメントだけではなく、共同会議等の場における意見交換なども含め、積極的な意見発信が行われることを期待する。

2. 会計基準の適用範囲

(コメント)

論点整理では、本プロジェクトの最終成果物であると考えられる公正価値測定に関する会計基準（以下、「公正価値測定会計基準」とする。）の適用範囲について、明確にすべきと考えられる。

IASB より公表されている公開草案「公正価値測定」（以下「IASB ED」とする。） para. BC110(a)に記載されている通り、FASB 会計基準コーディフィケーション（ASC）トピック 820「公正価値測定及び開示」（以下、「ASC トピック 820」とする。）（コーディフィケーション前・米国財務会計基準書（SFAS）第 157 号「公正価値測定」（以下、「SFAS 第 157 号」とする。)) の適用範囲と IASB ED が提案している適用範囲には差があること、及び一般的に会計基準の適用範囲は会計基準を構成する重要な基本的要素の一つであることから、公正価値測定会計基準の適切な適用範囲について十分な検討が加えられる必要があると考えられる。

(理由)

IASB ED では、para. 2 において、国際会計基準 (IAS) 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(以下、「IAS 第 39 号」とする。) para. 49 で定められている要求払預金のような、要求払いの特性を有する金融負債に関する公正価値測定に関しては、その適用範囲から除外することが提案されている。また、IASB ED para. D7 において、企業結合において再取得された権利 (reacquired right) の測定については、公正価値測定に係る基準書が適用にならないことを示す IFRS 第 3 号「企業結合」(2008 年改訂) (以下、「IFRS 第 3 号」とする。) の改訂が提案されている。

一方、ASC トピック 820 では、820-10-15 (セクション「適用範囲及び適用範囲からの除外」) (SFAS 第 157 号では、para. 2) においてその適用範囲が定められており (実務上の実行可能性による適用の除外については、820-10-15-3 (SFAS 第 157 号 para. C21) 参照)、例えば、リース会計に係る適用除外が定められている。

以上のように、国際財務報告基準 (IFRS) と米国会計基準 (US GAAP) には、現状で差異が存在するとともに、公正価値測定会計基準の適用範囲が議論なく明確に定まるものではないと考えられることから、適切な適用範囲について十分な検討が行われ、公正価値測定会計基準の公開草案作成時点で適切な案が提示される必要があると考えられる。また、ある事項を適用除外とする場合には、その理由が明確に示される必要があると考える。

3. 公正価値を取り扱う他の会計基準の改正の影響

(コメント)

貴委員会から平成 21 年 9 月 2 日に公表された、更新後のプロジェクト計画表においては、公正価値測定会計基準の最終公表は平成 22 年 7~9 月が予定されており、他の金融商品関係のプロジェクト (分類・測定など) に先行することとなる。後続の金融商品関係プロジェクトにおいて、公正価値で測定される資産又は負債の範囲 (例えば、非上場株式など) が変更されることによって、公正価値測定会計基準において検討すべき概念へ影響を及ぼすことも想定されるため、他の会計基準の改正状況も踏まえて、検討が進められることが必要と考える。

4. 公正価値と異なる測定方法に対する公正価値測定会計基準の適用

(コメント)

公正価値ではない他の測定方法が現行の他の会計基準内で定められていることがある。このような測定方法に関して、公正価値測定会計基準を部分的に参照することは適切ではないと考えられるため、該当する他の会計基準において必要な概念を定めるよう、公正価値測定会計基準の公表の際に、同時に改正が行われる必要があると考える。

(理由)

IASB ED では、para. BC4 において、IAS 第 2 号「棚卸資産」に定められる正味実現可能価額や、IAS 第 36 号「資産の減損」に定められる使用価値のような、ある部分では公正価値に類似しているが、公正価値で測定することを目的としないものには適用しないとしている。

また、ASC トピック 820 では、820-10-15-2 (SFAS 第 157 号では、para. 3) において、公正価値に類似した測定を要求ないし許容するが、公正価値による測定を意図していないものに関して、適用除外とすることが示されている。

これらの定めは、基本的に公正価値測定会計基準の適用範囲を示すという点において、同一の趣旨に基づくものと考えられるが、同様の定めを設けるべきかどうかについて、検討する必要があると考えられる。また、その場合において、類似の測定方法に基づく測定額の算定時に、当該測定方法が定められている各会計基準に概念等の定めがないために、公正価値測定会計基準が参照されることは適切ではないと考えられる。したがって、適切なガイダンスが各会計基準において示されていることが必要と考えられ、このような観点より各会計基準の見直しを行い、各会計基準の改訂が同時になされるべきと考えられる。

5. 会計単位と評価単位

(コメント)

資産又は負債を合算又は分解する水準である会計単位と、公正価値測定を行う単位である評価単位の概念について、検討を行うべきと考えられる。

(理由)

IASB ED paras. 5-6 においては、公正価値測定が特定の資産又は負債に係るものであり、当該資産又は負債が、各々が適用される IFRS に定められる「会計単位」に応じて、単独の資産又は負債、もしくは資産グループ又は負債グループとなるものとしている。また、ASC 820-10-35-19~22 (SFAS 第 157 号 para. 6) でも、同様の考え方が示されている。

各々の項で示されている、資産又は負債に固有の属性に関しては、論点 1-3 に挙げられており、また、IASB ED para. B1 では、測定の対象となる特定の資産又は負債を、会計単位と整合的に定めるものとしている。これにより、標記の会計単位と評価単位という点に関して、ポートフォリオないし一定の資産・負債のネット・ポジションによる評価が許容されるものであるかどうか、判然としていないと考えられる。この点については、論点整理において特に触れられていないと考えられるため、包括ヘッジへの影響も含め、その概念を十分に整理すべきと考えられる。

6. 論点整理を行う範囲（論点整理第7項）

（コメント）

論点整理第7項において、公正価値測定プロジェクトはIASB/FASBのMoUに関連するプロジェクト項目とされており、論点整理第1項では個別の会計基準等で定められている会計処理の見直しについて取り扱うものではないとしているが、本プロジェクトにおける取扱いは公正価値測定の考え方の整理や開示のあり方に厳密に限定されず、関連論点が併せて整理されるべきと考える。

（理由）

IASB ED では、para. 3 において、IASB ED が公正価値測定の測定方法を定めるものであり、本基準書が新たに公正価値測定を行うべき資産又は負債を定めるものではないことが示されている。また、ASC トピック 820（SFAS 第 157 号）も同様に、公正価値を測定するための枠組みを提供するものであり（ASC820-10-05-1（SFAS 第 157 号 para. 1））、どのような資産又は負債が公正価値により測定されるべきかに関しては、当該基準書の対象外であるとしている（コーディフィケーション前・SFAS 第 157 号 para. C22 参照）。

論点整理においても、上記 IFRS や US GAAP の定めと同様に、「個別の会計基準等において定められている会計基準の見直しについて取り扱うものではない」（論点整理第1項）としている。しかし、どのような資産又は負債が公正価値により測定されるべきか、という論点に関して、他のプロジェクトでカバーされておらず、またその点に国際的な会計基準と相違がある場合には、コンバージェンスの観点からも検討を行う必要があると考えられる。その場合に、公正価値プロジェクトで検討を行うべきかどうかは、状況等に応じて対応すべきものであると考えられるが、少なくとも検討すべき論点の洗い出しは、公正価値プロジェクトで行われるべきと考える。

なお、検討すべきと思われる論点に関して、具体的なコメントを本意見第17項及び第19項などに示しているが、これらの項目の他にも、検討する必要があると考えられる論点が想定されることにご留意いただきたい。

7. 公正価値測定会計基準等に設けられるべきガイダンス

（コメント）

各論点において設けるべきとしているガイダンス（本意見第11項など参照）の他にも、必要と考えられるものについて、必要なガイダンスを公正価値測定会計基準又はその適用指針に定めるべきと考えられる。

（理由）

秩序ある取引か否かを判断する際のガイダンス（論点整理第16項及び第80項）、取引価格が当初認識時の公正価値を表さない場合の例示（論点整理第37項及び第33項）、

評価技法に係る例示(論点整理第 66 項)、ヒエラルキーのレベル分けに係る判断規準(論点整理第 77 項及び第 68 項から第 71 項)、活発でない市場の判断に関するガイダンス(論点整理第 86 項及び第 79 項)、市場が活発でなくなった場合における公正価値測定(論点整理第 86 項及び第 81 項から第 83 項)については、論点整理において例示ないしガイダンスを設ける方向性が示されている。

この他にも、IASB ED の appendices B「適用指針」及び C「現在価値技法」に示されているガイダンス等を織り込む必要がないか、検討が行われる必要があると考えられる。

なお、上記に関連して、本意見第 20 項も参照のこと。

8. 「公正価値」及び「時価」の用語の整理等(論点整理脚注 1)

(コメント)

公正価値測定会計基準の公表・適用に合わせ、従来「時価」と表記されていたものを原則として「公正価値」へと置き換える必要があるとともに、我が国の会計基準で従来用いられていた「時価」概念と「公正価値」概念の会計基準上での相違が、結論の背景等で説明されることが有用と考える。また、論点整理 付録 B に抜粋されているような現行の我が国の会計基準等における主な「時価」の算定方法に関して、「公正価値」概念に合致するものであるのか、公正価値とは異なる測定方法として位置付けられることになるのかといった整理が必要と考えられる。

(理由)

論点整理脚注 1 に記載されているが、我が国の現行の会計基準等においては、国際的な会計基準で一般的に用いられている「公正価値」に相当する用語としては、「時価」が用いられている。公正価値測定会計基準の公表時においては、他の会計基準等で用いられている「時価」という用語に関しても、原則として全面的に「公正価値」へと置き換えられる必要があるものと思料する。

ただし、他の会計基準等において、従来「時価」と表記されていた測定方法に関し、「公正価値」へと置き換えることが適切ではないものが存在することも想定される。この点に関して、IASB ED では、paras. D1-D3 で他の基準書における定義の変更を行うとともに、IFRS 第 2 号「株式報酬」における「公正価値」という用語を、「市場価値」という用語に置き換えている(IASB ED paras. D4-D5)。また、IFRS 第 3 号についても、企業結合の際に認識される再取得された権利に係る定め(IFRS 第 3 号 para. 29)について、「公正価値」の“fair”を削除する提案がなされている(IASB ED para. D7)。同様に、我が国の会計基準等においても、従来「時価」と表記されていたが、これを単純に「公正価値」へと置き換えることが適切か否か、慎重に検討されることが望まれる。

【論点 1】 公正価値の概念

[論点 1-1] 公正価値の定義（第 9 項から第 31 項参照）

9. 公正価値の定義（論点整理第 9 項）

（コメント）

本意見第 10 項以下も踏まえ、論点整理第 9 項において示されている ASC トピック 820（SFAS 第 157 号）及び IASB ED における公正価値の定義と同様の定義を、我が国の会計基準においても定めるべきと考えられる。

（理由）

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」とする。）第 6 項では「時価」の定義が示されているが、そこでは時点（いつ）、主体（誰が）、前提とする対象取引（どのように）という観点は織り込まれていない。また、論点整理第 9 項にもあるとおり、会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」とする。）第 47 項において、前述の金融商品会計基準の定めを補足する形で定義が示されており、そこでは本論点で示された要件も一部含まれる形となっている（なお、「時点」については、金融商品実務指針第 256 項(3)参照）。それでもなお、金融商品実務指針第 47 項に示された時価の定義と ASC トピック 820（SFAS 第 157 号）及び IASB ED における公正価値の定義には差異があるため、コンバージェンスの観点も鑑み、我が国の会計基準における公正価値の定義を国際的な会計基準のそれと整合させるべきと考えられる。

〈論点 1-1-1〉 市場参加者の視点（第 10 項から第 13 項参照）

10. 市場参加者の視点（論点整理第 13 項）

（コメント）

「市場参加者の視点によるのか、企業固有の視点によるのかは、概念的には重要な相違であり、公正価値測定は企業固有の視点による見積りとは区別すべきものと考えられる」（論点整理第 13 項）とした論点整理の考え方に同意する。

また、金融商品実務指針第 256 項(1)（論点整理第 11 項(1)）と IASB ED para. 13(b)（又は ASC Master Glossary “Market participant”（SFAS 第 157 号 para. 10b)）（論点整理第 10 項(2)）の具体的な表現の相違（論点整理第 12 項参照）については、解釈の余地をなくし、取扱いを明確化するために両者を整合させる必要があると思われ、市場参加者の要件については、ASC トピック 820（SFAS 第 157 号）など又は IASB ED の定めを前提に、これを公正価値測定会計基準に定めるか否かを検討すべきと考えられる。

〈論点 1-1-2〉 秩序ある取引（第 14 項から第 16 項参照）

11. 秩序ある取引か否かを判断する際のガイダンス（論点整理第 16 項）

（コメント）

本論点について、国際的な会計基準と我が国の会計基準の考え方の間に大きな差異がないとする見解に同意するが、国際的な会計基準で示されているような、秩序ある取引か否かを判断する際のガイダンスについては、これを公正価値測定会計基準等に定める方向で検討を行うべきと考える。

（理由）

我が国の現行の会計基準では、不利な条件で引き受けざるを得ない取引また他から強制された取引による価格は時価ではないとされており（金融商品実務指針第 256 項(2)、なお実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」Q1 の A 参照）、強制された取引などのケースでは、秩序ある取引を前提とする国際的な会計基準との間で、我が国の会計基準の考え方に大きな差異がないと考えられるとする見解に同意する。

しかし、ASC820-10-35-51E（SFAS 第 157 号 para. 29E）又は IASB ED para. B11 のようなガイダンスは現行の我が国の会計基準において示されておらず、概念に相違がなくとも、結果として取扱いに相違が生じることが想定されるため、これら国際的な会計基準で示されているガイダンスを定める方向で検討すべきものと考えられる。

〈論点 1-1-3〉 参照市場の前提（第 17 項から第 22 項参照）

12. 参照市場の前提（論点整理第 22 項）

（コメント）

国際的な会計基準において、一般的な参照市場の前提として、主要な市場アプローチ又は最も有利な市場アプローチのいずれが採用されるとしても、このような参照市場の考え方を取り入れる方向で検討するとした方向性に同意する。また、IASB ED と ASC トピック 820（SFAS 第 157 号）の考え方には相違があるが、最終的にいずれの考え方に収斂するかに関して、我が国の会計基準のコンバージェンスの観点からも、十分に留意する必要があると考えられる。

（理由）

我が国の現行の会計基準では、一般的な参照市場の考え方が示されていないため、国際的な会計基準に定められているような、参照市場の考え方を導入すべきものと考えられる。

なお、ASC トピック 820（SFAS 第 157 号）が「主要な市場アプローチ」を採用した一方で、IASB ED では「最も有利な市場アプローチ」の採用が提案されているが、以下の

点を重視した場合には、前者の「主要な市場アプローチ」を採用すべきと考えられる。最も有利な市場アプローチの採用により、必ずしも費用対効果の面より適切と考えられない場合があることが考えられ、また、最も有利な市場における評価額が適切な出口価格を表さない可能性があることに加えて、コーディフィケーション前・SFAS 第 157 号 para. C28 で示されている「通常は主要な市場が最も有利な市場を表す」という定めにもあるように、両者は非常に近い結果となると推測される。

また、参照市場の前提の採用に際しては、市場の決定、変更に係る取扱いを明らかにする必要があるものと考えられる。

〈論点 1-1-4〉 出口価格の概念（第 23 項から第 28 項参照）

13. 出口価格の概念（論点整理第 25 項及び第 27 項）

（コメント）

国際的な会計基準の考え方と同様に、公正価値の定義を移転概念に基づく出口価格に統一する方向で検討することに同意する。

ただし、論点整理第 25 項に記載されているとおり、貴委員会から公表されている討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、市場価格について入口価格と出口価格の双方に言及していることから、当該資料の見直しも含め、市場価格及び公正価値（時価）の概念並びに入口価格と出口価格の関係が十分に整理されるべきと考えられる。

14. 特定資産・負債の測定方法（論点整理第 28 項）

（コメント）

論点整理第 28 項にあるように、どの資産又は負債の測定に入口価格を用いるべきかについて、整理を行うとした論点整理の方向性に同意する。

（理由）

公正価値概念を出口価格に統一することと、特定の資産又は負債の測定方法を定めることとは異なる概念であり、例えば企業結合時における資産等の測定に入口価格を用いることが適切な場合があるとする貴委員会の見解に賛成する（平成 21 年 9 月 25 日付で貴委員会より IASB に提出された「公開草案「公正価値測定」に対するコメント」第 6 項参照）。また、公正価値測定会計基準の作成と歩調を合わせた検討がなされ、関連する会計基準の改正が同時に行われる必要があると考える。

なお、企業結合時点におけるのれん等の過大計上の場合等の取扱い（企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」とする。）第 109 項）に関しても、後述の本意見第 22 項における入口価格と出口価格の整理も踏まえた上で、適切な修正を行うことが考えられる。

〈論点 1-1-5〉 ビッド・アスク・スプレッド（第 29 項から第 31 項参照）

本論点についてはコメントなし

[論点 1-2] 当初認識時における公正価値（第 32 項から第 37 項参照）

15. 取引価格が当初認識時における公正価値を表さないケースの例示（論点整理第 37 項、第 33 項及び脚注 13）

（コメント）

論点整理第 37 項に示されている、国際的な会計基準における取引価格が当初認識時における公正価値を表さないケースを例示する方向性について同意する。

ただし、実務的な事例に当てはめた検討が十分に行われる必要があるものとする。

（理由）

脚注 13 で示されている実務上の例示について、IASB ED para. 36 及び ASC820-10-30-3（SFAS 第 157 号 para. 17）に照らす形で、参照市場が異なるケース又は会計単位が相違しているケースと考えられるものとしている。同脚注では、無形資産の存在を示唆する見解も示されているが、同様の取引における入口価格と出口価格の差額の全額が、参照市場が異なるケース又は会計単位が相違しているケースに該当するかなどについては、引き続き検討を行う必要があると考えられ、この事例のように、実務上の事例のうち重要なものに関しては、その取扱いを慎重に検討する必要があると考えられる。なお、本論点に関しては、後続の本意見第 16 項も参照のこと。

16. 当初認識時の公正価値と取引価格が異なる場合の取扱い（論点整理第 34 項及び脚注 11）

（コメント）

本意見第 6 項の記載を受け、IAS 第 39 号 para. AG64 で定められている、市場における取引条件に基づかない取引において、取引価格（支払対価又は受取対価）と当初認識時の公正価値が異なる場合（グループ企業間や従業員との間での低利（無利息を含む）貸付や、別途提供されるサービスの見返りとして約定金利が軽減されているような貸付、又は実務慣行上無利息とされている差入保証金のような取引など）について、その会計処理を金融商品会計基準の改正で手当てすべきと考えられる。

これは、IASB ED para. 37 において、取引価格と公正価値が異なる場合に、「IFRS が別の異なる定めを設けていない限り」は、初日利得又は損失を認識するとの定めがあり、我が国の会計基準において「異なる定め」が特にないと考えられるところからは、この点に関する適切な検討が行われるべきと考えられることによる。

17. 初日利得及び損失の取扱い（論点整理第 37 項なお書き）

（コメント）

前項と同様に、本意見第 6 項の記載を受け、初日利得又は損失の取扱いについて、十分な検討がなされた後、必要な会計基準（金融商品会計基準を想定している。）の改正で担保されるべきと考える。

（理由）

IASB ED では、para. AG43A 及び para. AG76 において、金融資産又は金融負債の当初認識時点の公正価値が取引価格と異なる場合に、初日利得又は損失として認識されるケースと当該差額が繰り延べられるケースとが定められている。一方、当初認識時の公正価値に関して、ASC トピック 820 では、820-10-30-2~3 (SFAS 第 157 号では、paras. 16-17) に記述があり、US GAAP ではインプットのヒエラルキーにかかわらず、当該損益を認識すべきことが非明示的に要求されているものとされる（論点整理第 34 項）。

上記のように、国際的な会計基準において、初日利得又は損失の取扱いには相違があると考えられるが（IASB ED para. BC110(e)参照）、我が国の会計基準における取扱いに関しても、明確化が図られる必要があると考えられる。

[論点 1-3] 資産又は負債に固有の属性（第 38 項から第 48 項参照）

〈論点 1-3-1〉資産の売却や使用に関する制限及び取引費用等の取扱い（第 39 項から第 43 項参照）

18. 資産の売却や使用に関する制限及び取引費用等の取扱い（論点整理第 42 項、第 43 項及び脚注 14）

（コメント）

資産の売却や使用に関する制限など、資産又は負債に固有の属性を公正価値測定に際して考慮することや、そのような固有の属性を特定するにあたって当該属性が市場参加者に移転するか否かによって判断することが適切であるとする考えに同意する。また、取引費用に関して取引に固有のものという観点から公正価値に含めないとする方向性に同意する。

〈論点 1-3-2〉負債の公正価値測定における不履行リスクの取扱い（第 44 項から第 48 項参照）

19. 負債の公正価値測定における不履行リスクの取扱い（論点整理第 48 項）

（コメント）

どの負債を公正価値で測定するかという論点に関して、個別の会計基準の問題であり、当該論点については、論点整理の対象外としている。しかし、本論点については、国際的な会計基準における検討状況により、その取扱いに相違が生じる可能性があることか

ら、積極的な検討が行われることを希望する。

(理由)

IASB ED para. BC74 では、論点整理第 48 項ただし書きに示された方向性と同様に、直感に反する負債への信用リスクを織り込んだ公正価値測定による損益計上が公正価値プロジェクトの対象外であるとしている。しかし、IASB ではプロジェクト計画表において「負債測定に係る信用リスク」を論点として掲げ、平成 21 年 9 月 1 日をコメント期限としたディスカッション・ペーパーも公表されているところであり、我が国における検討状況とは異なっているものと考えられる。本意見第 6 項に記載したとおり、コンバージェンスの観点からも踏まえた上で、本論点は十分な検討が行われるべき事項と考えられることから、金融商品専門委員会及び引当金専門委員会が必要な協議がなされたのち、分類・測定プロジェクト又はその他のプロジェクトの一部として、その成果が公開草案という形で示されるべきと考える。

なお、不履行リスクを織り込んで測定された負債の公正価値について、公正価値に係る開示の一部として取り扱われることになると考えられるが、直感に反する損益計上という論点に加えて、当該開示の有用性という論点も、十分な整理がなされる必要があるものと考えられる。

[論点 1-4] 取引量に応じた割引・割増要素の取扱い (第 49 項から第 59 項参照)

20. 支配プレミアム (論点整理第 59 項)

(コメント)

論点整理第 59 項において記述されている、支配プレミアムが生じる取引における出口価格・入口価格 (取引価格) の関係について、検討を行う必要があると考えられる。

また、段階取得 (取得が複数の取引により達成された場合) の連結財務諸表上の被取得企業の取得原価である、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日 (支配獲得日) における「時価」(企業結合会計基準第 25 項(2)及び企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」第 23 項(1)) に関して、支配プレミアムをどのように算定するかによって、段階取得に係る損益の額が異なってくるものと考えられる。したがって、これを公正価値とするのか否かにかかわらず、実務上の取扱いを明確化させる観点より、当該価額の算定に関するガイダンスを設ける必要があると考える。

[論点 1-5] 最有効使用の仮定に基づいた公正価値測定 (第 60 項から第 64 項参照)

21. 最有効使用の仮定に基づいた公正価値測定 (論点整理第 64 項)

(コメント)

ASC トピック 820 (SFAS 第 157 号) や IASB ED で示されている「最有効使用」の考え

方について、我が国の会計基準においても、明示的にその概念を取り入れる必要があると考えられる。

論点整理第 64 項では、我が国の会計基準において、最有効使用の考え方に基づく評価の考え方が取り入れられていることが述べられているが、会計基準の中で明示的にその概念が示されることと、参照する外部の評価基準でその考え方が示されていること（この点については、本意見第 23 項も参照のこと）では、その取扱いが大きく異なってくる可能性があることより、明示的な定めを設ける方向で検討が行われることが必要と考える。

【論点 2】 公正価値の測定方法

[論点 2-1] 公正価値のヒエラルキー（第 65 項から第 77 項参照）

22. インプット概念の整理（論点整理第 66 項及び第 67 項）

（コメント）

公正価値測定会計基準において、インプットヒエラルキーの概念と、開示ヒエラルキーの概念がわかりやすく示される必要があるとともに、その前提としての「インプット」の概念が適切に定義されるべきと考える（論点整理脚注 7 参照）。また、IASB ED paras. B3-B4 のような例示を示すことを検討すべきである。

23. 公正価値評価技法（論点整理第 66 項及び第 67 項）

（コメント）

公正価値評価技法について、その概念を公正価値測定会計基準上に明示するのみならず、他に文書として示されている基準との関係が十分に整理される必要があると考える。

（理由）

論点整理第 66 項では、公正価値測定において用いられる評価技法の説明が記述されている（ASC820-10-30-28～35（SFAS 第 157 号 para. 18）及び IASB ED para. 38）。

このような記述を会計基準に設けるべきか否かは、本意見第 7 項に記載の通りであるが、我が国の現行の会計基準では、企業会計基準適用指針第 23 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第 11 項では「不動産鑑定評価基準」が参照されており、公正価値測定会計基準と当該鑑定評価基準との関係が十分に整理される必要があるものと考えられる。

24. レベル間移動のガイダンスの設定

（コメント）

各レベルインプットの例示や、それを踏まえた開示ヒエラルキーの判断のガイダンスに加えて（本意見第 7 項参照）、実務上の判断に重要な差異が生じないようにするため

に、金融商品の開示ヒエラルキーが移動する場合の実務上のガイダンス（あるいは例示）を設けるべきであると考え。なお、この場合に、活発でない市場の判断に関するガイダンス（論点整理第 86 項及び第 79 項）及び市場が活発でなくなった場合における公正価値測定（論点整理第 86 項及び第 81 項から第 83 項）（本意見第 7 項参照）との関係を整理した上で、ガイダンスを設定することが必要となると思われる。

〔論点 2-2〕 市場が活発でなくなった場合における公正価値測定（第 78 項から第 90 項参照）

〈論点 2-2-1〉 市場が活発でなくなった場合における公正価値測定（第 79 項から第 86 項参照）

25. 市場が活発でなくなった場合における公正価値測定（論点整理第 86 項）

（コメント）

国際的な会計基準において示されているガイダンスを取り入れる方向で、今後検討が行われることを希望する。

なお、この場合において、強制取引が拡張的に捉えられることがないように、その概念が設定されるとともに、適切なガイダンスが設けられる必要があるものと考えられる。

〈論点 2-2-2〉 ブローカー等の公表価格の利用（第 87 項から第 90 項参照）

26. ブローカー等の公表価格の利用（論点整理第 90 項）

（コメント）

我が国における考え方が、国際的な会計基準のそれと大きく異なるものとされているが、この点を十分に整理した上で今後の検討を進めるべきと考えられる。

（理由）

IASB ED para. B16 では、企業が公正価値を測定する際に、ブローカー等の第三者によって提供された公表価格が当該 IASB ED に従って算定されたものであると判断する場合に、当該公表価格が利用できるものとされており、ASC820-10-35-51H（SFAS 第 157 号 para. 29H）の定めに対応するものである。また、同項における価格の信頼性やその性質を考慮するものとしている定めは、IASB ED では paras. B17-B18 に置かれている。これらの定めが現行の我が国の会計基準における定め（金融商品実務指針第 54 項における「自社における合理的な見積りが困難な場合」の一定の定め）と大きく考え方が相違しないとしても、我が国の現行実務の取扱いが IFRS の定め等と整合的なものとなっているかどうかを確認し、実務への影響も考慮した上で、必要なガイダンスが設けられる必要があるものと考え。

国際的な会計基準における価格そのものの信頼性を評価する定めは、金融商品実務指針第 54 項において(1)から(3)の方法に基づき算定された価格を入手するとされている

点で、概念的には類似する可能性もあるが、この信頼性の評価に係るガイダンスを設けることで、実質的な部分で取扱いを擦り合わせていく必要があるものと考えられる。

また、この場合に、脚注 31 で触れられている「金融商品会計に関する Q&A」Q15 の定めについても、その考え方の整理を行う必要があると思われる。

【論点 3】 公正価値測定に関する開示（第 91 項から第 97 項参照）

27. 公正価値測定に関する開示（論点整理第 96 項）

（コメント）

ヒエラルキー別の開示を導入することで、透明性や比較可能性が高まるため、当該ヒエラルキー別の開示を導入する方向で検討するとして論点整理の方向性に同意する。

その際、論点整理第 96 項及び第 97 項にも記載されている通り、ASC トピック 820 (SFAS 第 157 号) と IASB ED の定め（提案）には差異があるため、その動向を慎重に見極めた上で、我が国の会計基準の方向性を検討する必要があると考える。

28. 会社法開示における取扱い

（コメント）

ASC トピック 820 (SFAS 第 157 号) で定められている開示や IASB ED が想定している開示については、会社法の目的にも鑑み、これをフルセットで定めることが適切かどうか、貴委員会でも検討を行った上で、会社計算規則の改正に際して、関係省庁（法務省）との調整が適切になされることが必要であると考ええる。

（理由）

現状で、貴委員会で作成する会計基準では、財務報告に係る根拠法令によって開示項目を変更することは特に想定していないものと考えられる。

また、前述の各根拠法令に基づく開示制度においては、財務諸表等規則等（金融商品取引法）や会社計算規則（会社法）において開示内容が規定されており、上記のコメントに記載した意見に関しては、基本的に当該規則において規定されるべき内容として位置付けられていたと思われる。

ただし、会社法及びその規則においては、原則として会計原則に係る規定（会社法第 431 条）及び会計慣行のしん酌規定（会社計算規則第 3 条）によって、詳細な規定がないものに関しては会計基準の定めによることとなり、このことが実務上多大な実務負担を招く可能性がある。この点から、会社法開示における公正価値測定に係る開示に関して、会社法の目的も踏まえた上で検討が行われる必要があるとともに、貴委員会が会社計算規則の改正に際して、積極的な関与を行うことを期待する。

以 上